

(様式1 付表1) 記入例 補助対象設備及び補助対象経費

	内 訳 (例)	金額(概算)	消費税	計
機 器 費	1 受電設備	7,000,000		
	2 原料ガス設備	4,000,000		
	3 水素製造装置	155,000,000		
	4 液化水素貯槽・気化器 ②	0		
	5 水素燃料輸送用設備・接続装置	8,000,000		
	6 圧縮機	125,000,000		
	7 蓄圧器	60,000,000		
	8 ディスペンサー	45,000,000		
	9 プレクーラー	40,000,000		
	10 冷却水装置	3,000,000		
	11 計装空気設備・窒素設備	2,000,000		
	12 散水設備・貯水槽	4,000,000		
	13 制御装置・監視装置・検知警報設備	9,000,000		
	14 その他設備	0		
	機器費小計	462,000,000		
設 置 工 事 費 等	15 設計費	13,000,000		
	16 官公庁申請費	1,000,000		
	17 基礎工事費	6,000,000		
	18 撤去工事費 ③	6,000,000		
	19 現地配管工事	10,000,000		
	20 据付工事費	6,000,000		
	21 試運転調整費	7,000,000		
	22 舗装工事費	4,500,000		
	23 給排水設備工事費	5,500,000		
	24 照明設備工事費	2,000,000		
	25 電気工事費	9,000,000		
	26 共通仮設費 ④	2,500,000		
	27 現場管理費 ④	7,500,000		
	28 一般管理費 ④	8,000,000		
	29 諸経費	0		
	30 工事負担金	0		
	設置工事費等小計	88,000,000		
	合計(概算)	550,000,000		

① 金額(概算)

- ・当該補助対象設備だけを分離した経費であること(補助対象外の経費を含めない)
- ・金額(概算)は作成要領Ⅱ-I. 3(4)補助対象範囲の内訳(定義)に沿って積算し記入する
- ・「19. 現地配管工事」「23. 給排水工事費」「24. 照明設備工事費」については、配管材料又は機器を含めて計上する
- ・「14. その他設備」「29. 諸経費」に計上する経費があるときは予めセンターに相談すること
- ・金額は円単位

② 液化水素対応設備の場合

- ・当該オフサイト方式水素供給設備と液化水素対応設備の経費を別に計上し、付表1「補助対象設備及び補助対象経費」を2枚作成する
- ・「4. 液化水素貯槽・気化器」「15. 設計費」～「30. 工事負担金」を記入する

③ 撤去工事費は、水素供給設備を設置するために必要な撤去工事であり、設置設備の投影面積の範囲の撤去及び現状復帰工事費とする

- ・撤去された設備の移設・処理や土壌の処分は対象外とする

④ 「公共建築工事共通費積算基準(平成23年版)」による額を越えないこと(「公共建築工事積算基準(平成19年度版)」に準ずる)